地方財政の硬直化を是正するためにとるべき方策を 中心とした地方行財政のあり方に関する答申

昭和50年7月23日 第17次地方制度調查会

はしがき

当調査会は,昨年10月以降,長期的視野の下における社会経済情勢の変化に対応する地方行財政上の諸方策について検討を加えているところであるが,最近における厳しい内外の経済諸情勢の下で国,地方を通ずる財政の硬直化が重要な問題となっていることにかんがみ,当面緊急の課題として,本年1月地方財政の硬直化を是正するためにとるべき方策を中心とした地方行財政のあり方を取り上げ,これについて審議を重ねた結果,次の結論を得たのでここに答申する。

第1 地方財政の硬直化

今日の我が国の経済諸情勢の下においては,国, 地方を通じて財政が著しく硬直化し,今後の財政運 営は極めて困難な局面を迎えることが予想される。

地方財政がこのような状況に陥った原因については様々な見方があるが、最近の地方財政の推移をみると、地方財政の絶対的不足のために最低の行政水準さえ確保することができなかった昭和30年代前半と異なり、経済の高度成長によってもたらされた財政収入の大幅な自然増収に支えられて、各種公共施設の整備及び社会福祉施策の充実が図られてきた反面、人件費、扶助費等の義務的経費を始めとして財政規模が拡大し、次第に財政の体質が悪化していったために、高度成長から安定成長への移行に伴い財政収入の伸びが鈍化する下で収支の均衡を保持することができない地方公共団体が多くなってきているのである。

このように硬直化しつつある地方財政の現状にか

んがみ,国は地方財政の自主的かつ健全な運営の助長に努め,その自律性を損ない又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならず,地方公共団体もまた,自らの財政運営の健全化を図るとともに,国の政策に反し,又は国及び他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならないという地方財政運営の基本に立ち帰り,両者が相携えて財政硬直化の打開に当たるべきである。

このような観点から,国は地方公共団体に新たに 人員の増加や経費負担の増加をもたらすような施策 を行わないように努めることはもとより,既定の事 務事業の見直しを積極的に行うとともに,起過負担 の解消等国庫補助負担制度の改善合理化について速 やかに所要の措置を講ずべきである。

地方公共団体においても,厳しい財政環境の下で 財政の健全性を維持しつつ住民福祉の向上を図らな ければならない責務を認識し,国の財政措置のみに 期待することなく,自主性と責任を持って財政運営 に当たることを基本として,行財政全般について徹 底的な見直しを行い,財政硬直化の是正に努めるこ とが必要である。この場合において,多様化する住 民の要望にこたえるための施策を実施するに当たっ ては,これに要する財源調達のため住民の負担を増 加するか,既定の他の施策との振替等を行うかの選 択が必要であることについて,住民の理解と協力が 得られるよう併せて努力すべきである。

第2 地方財政硬直化をめぐる問題点

- 1 義務的経費増大の抑制(略)
 - (1)人件費(略)
 - (2)公債費(略)

(3)地方独自の社会福祉関係経費

最近,地方公共団体独自の社会福祉施策として行われているものとしては,老人医療費の公費負担の適用範囲の拡大,乳幼児医療・心身障害者医療等に対する医療費の公費負担の創設,国の制度に基づく各種手当に対する上乗せ,寝たきり老人介護手当の支給,予備保母設置費補助,生活保護世帯の夏季・年末一時金の支給等が挙げられ,これらに要する経費は,昭和49年度で2,200億円にのぼるものと見込まれている。

このような施策を地方公共団体が実施することについては、地域社会の福祉水準の向上に資するものとしてこれを評価する意見もあるが、全国的に同一の水準を維持すべき社会福祉施策については、国の制度として運営され、逐年その拡充が図られているところであるので、それ以上の水準で実施する地方独自の施策については、当該地方公共団体自らの負担においてこれを実施すべきものであり、その財源を国に期待するようなことは厳に慎しむべきである。この場合に留意すべきことは、社会福祉施策は多大の財源を要する分野であるばかりでなく、一度

選択して実行に移した施策は長期にわたって継続し、その水準を引き下げることが困難な性格を持つものであり、これが財政硬直化の一因となることである。従って、地方独自の施策を実施する場合には、長期的な視野から安定的かつ継続的に責任を持ち得る財政的見通しの下に、必要に応じ、他の経費の圧縮若しくは振替えを行い、又は超過課税を行う等により、自らの責任で新たに所要財源の調達を図る等慎重に行う必要がある。

なお,都道府県の独自の施策で市町村の負担 を伴うものにあっては,その実施に当たって, これらの市町村の財政に及ぼす影響についても 十分配慮する必要がある。

- 2 地方税,地方交付税等一般財源の確保(略)
- 3 国庫補助負担制度の改善合理化(略)
- 第3 国,都道府県及び市町村間の事務配 分の見直しと行政の簡素合理化(略)

結 び(略)